

求職活動報告書 (月分)

※この報告書は、認定日(または退職日)から1か月経過しても就労が決まらない場合、5日以内に保育課へ提出してください。その後就労内定が得られない場合、1か月ごとに提出してください。

活動日	活動時間	会社名	活動内容	備考
例：1日(水)	10:00~16:00	〇〇〇〇〇株式会社	説明会及び面接	結果は1週間後
1日()				
2日()				
3日()				
4日()				
5日()				
6日()				
7日()				
8日()				
9日()				
10日()				
11日()				
12日()				
13日()				
14日()				
15日()				
16日()				
17日()				
18日()				
19日()				
20日()				
21日()				
22日()				
23日()				
24日()				
25日()				
26日()				
27日()				
28日()				
29日()				
30日()				
31日()				

入所施設	児童名	ふりがな	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

この様式は任意です。別の様式にて提出していただいても構いません。

面接案内、面接実施の通知、不採用通知等のコピーを添付してください。

事実確認のため、求職先の会社に問合せをすることがあります。

週3日以上求職活動を行っていない場合は保育要件として認められません。誓約書の期日までに施設等利用給付(保育)

(新2号・新3号)の対象になる基準で定められた就労時間を超えて就労できない場合は給付の対象となりません。

本市に提出した書類の返却はいたしませんので、必要な方はコピーを取ってから提出してください。